

# justax

## No.92

### MAR'01

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

## 住専への貸付債権は「社会通念上回収不能」と判断

### ●住専処理法成立前の貸倒処理で納税者勝訴●

法人の有する金銭債権が全額回収不能になった場合、その債権相当額は貸倒損失として、回収不能となった事業年度の損金の額に算入されることとなります。今回は、住専への巨額な貸付債権が、住専処理法の成立前に回収不能となったか否かで争い、原告銀行が勝訴した最新の判例をご紹介します。東京地裁は、貸付債権は「社会通念上回収不能」との判断を示しています（平成13年3月2日東京地裁・被告控訴）。

原告X銀行は、J住宅金融専門会社の設立発起会社5社のうちの1社であり、J社に対して一定の資金援助等を行ってきたいわゆる母体行でした。

原告は、住専処理法が成立する前の平成8年3月29日、J社との間で債権放棄約定書を締結し、貸付債権3760億5500万円を放棄して、平成7年度事業年度（3月決算）の損金の額に算入して確定申告をしたところ、被告課税庁は、平成8年3月末の時点では債権全額が回収不能とはいえないとして損金算入を否認する課税処分をしました。

◎東京地裁は、債権の全部が回収不能か否かについては、合理的な経済活動に関する**社会通念に照らして**判断するのが相当であると判示しました。そして、本件債権は、平成8年3月末までには社会通念上回収不能の状態にあったとして、課税処分の全部を取消し、その理由を次のように判示しました。

①法的措置を講ずれば、ある程度の回収を図れる可能性がないとはいえない場合においても、諸般の事情を総合的に考慮し、法的措置を講ずることが、有害又は無益であって経済的にみて非合理的で行うに値しない行為であると評価できる場合には、もはや当該債権は経済的に無価値となり、社会通念上債権の回収が不能であると評価すべきである。

②住専処理問題は政治問題化し世間の注目を集めていたところ、母体行である原告は、農協等から信義則

上の責任を追及されかねない立場に陥っており、これを避けるには債権放棄するほかないと認識し、これを公にしていたし、このことは世論においても異論がなかったことからすると、平成8年3月末日までの間に、債権を回収することが事実上不可能になっていたというべきである。

③住専処理法案が成立せず、J社を破産手続によって処理せざるを得ない事態が予想されたとしても、破産に至ったことに責任を有する債権者については、信義則違反を理由に債権届出自体が認められなかった裁判例も存在することから、信義則上の責任を追及されかねない立場にある原告が債権届をして債権を回収することは、法的にみても不可能に近く、かつ、仮に法的に可能であったとしても、回収に要する時間や費用は多大なものとなることが予想されるし、これによって回収額の減少する一般行等からの損害賠償請求訴訟の提起も予想されることからすると、有害かつ無益であって経済的にみて非合理的で行うに値しない行為というほかないから、本件債権はこのような手続を経るまでもなく経済的に無価値になったというべきである。

◎なお、3月16日、課税庁は東京地裁判決を不服として、東京高裁に控訴しました。果たして東京高裁ではどのような判断が下るのでしょうか。